

介護保健施設入所サービス重要事項説明書 (令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人社団 葵会 介護老人保健施設 葵の園・柏
- ・開設年月日 平成15年10月1日
- ・所在地 千葉県柏市松ヶ崎897-1
- ・管理者名 施設長 森川 景子
- ・電話番号 04-7135-0031 ファックス番号 04-7135-0032
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1252180065号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、ご利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようになります。1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することを目的とした施設です。家庭復帰をご希望される場合は、在宅介護サービス利用の為の調整などの支援を行います。また、在宅復帰が困難なご利用者様に対しても、他施設のご紹介・お手続きの支援を行いますので、安心して退所していただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のようないくつかの運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 葵の園・柏の運営方針]

当施設は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における医療・看護及び、機能訓練、その他必要な日常生活を送るための援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようになりますとともに、ご利用者様の居宅における生活への復帰をめざすものです。

日常生活を送っていただくにあたっては、ご利用者様の意志及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立った介護保険施設サービスの提供に努めます。また、明るく家庭的な雰囲気の中、家庭や地域との結びつきを重視した運営を行い市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	当直者	業 務 内 容
・医 師 (施設長)	1		0	医学的管理
・看護職員	10 以上		1	看護業務
・薬剤師	薬剤薬局に委託			調剤及び薬剤管理
・介護職員	24 以上		3	介護業務
・支援相談員	1 以上		0	処遇全般のマネージメント
・理学療法士	2 以上		0	理学療法による訓練業務
・作業療法士			0	作業療法による訓練業務
・言語聴覚士			0	言語聴覚の訓練業務
・管理栄養士	1 以上		0	給食管理業務
・介護支援専門員	1 以上		0	ケアマネージメント業務
・事務職員	必要数		0	経理事務業務
・運転手	必要数		0	送迎車両の運転
・その他	必要数		0	清掃作業など

(4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 4人室（25室）

2. 介護保険被保険者証・医療保険証・介護保険負担限度額認定証の確認
ご入所時にご利用者様の介護保険被保険者証・医療保険証を確認させていただきますので、事務・受付までご提示をお願い致します。介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は合わせてご提示をお願いします。
尚、介護保険の更新や区分変更、住所の変更などがあった場合は、確認をさせていただきますので、再度のご提示をお願い致します。

3. サービス内容

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常にご利用者様の立場に立って運営しています。

① 施設サービス計画の立案

当施設でのサービスは、「どのような介護サービスを提供すれば在宅復帰していただける状態になるか」という施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、ご利用者様に関わるあらゆる職種

の職員の協議（入所継続検討会議）によって作成されます。その際、ご利用者様・保護者様の希望を十分に取り入れさせていただきます。計画の内容については施設の介護支援専門員がご本人様・保護者様に対して説明を行い、同意をいただきます。

② お食事

朝食 7時30分～ 8時15分

昼食 12時00分～12時45分

夕食 18時00分～18時45分

※お食事は原則としてホールで召し上がっていただきます。

療養上医師が必要と認めた場合には療養食をご提供します。

③ 入浴

最低、週に2回のご提供となります。

一般浴…（月・木）、車浴・機械浴…（火・金）

尚、祝日と重なる場合は日程が変更となります。

※ご利用者様の身体の状態に応じて、清拭での対応となる場合があります。

④ 医学的管理・看護

介護老人保健施設は病状が安定した要介護者をご入所の対象としています。介護老人保健施設医師が主治医となり、診察・処方を行いますが、医療設備を有しておりません。介護老人保健施設医師が、施設内で必要な医療行為を行うことが困難と判断した場合は、医療機関に受診をしていただくことになります。

※詳細につきましては、「ご入所のしおり」2ページをご確認ください。

口腔ケア：原則として毎日行います。但しご利用者様の身体の状態に応じて方法を変える場合があります。

⑤ 介護

施設サービス計画に基づき、お食事動作や排泄動作など、ご利用者様一人一人に合わせた生活の援助を行います。

⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

機能訓練室にて機能回復訓練を行います。また、施設での生活全般が生活機能訓練となります。個別リハビリテーションについて、担当のリハビリスタッフがご利用者様の状態に合わせて行います。

※ご利用者様の体調等で内容・回数が変更される場合があります。
その他、ご利用者様のご希望・体調等に合わせて、手芸や塗り絵などの集団訓練や集団体操に参加していただきます。

⑦ 相談援助サービス

支援相談員を中心に、在宅復帰の為の調整・支援を行います。在宅復帰が困難な場合につきましては、他施設のご紹介や、お申し込みの手続き等の支援を行います。また、病状が悪化した際は医療機関のご紹介もさせていただいております。その他、お困りことが生じた場合の窓口となります。

⑧ 理美容サービス

1か月に2回、理美容サービスを実施します。

*理美容サービスは、別途料金をいただきます。サービス内容などの詳細につきましては、スタッフまでお声かけ下さい。

⑨ 行政手続代行

※サービス内容によっては、基本料金とは別途で利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4. 利用料金

(1) 利用料金は下記のとおりとなります。

葵の園・柏 利用料金表
(入所サービス)

1単位=10,27円

①介護保険適用の入所費用		
介護老人保健施設 サービス費	要介護1	793単位/日
	要介護2	843単位/日
	要介護3	908単位/日
	要介護4	961単位/日
	要介護5	1012単位/日

②加算等		
身体拘束廃止未実施減算	10%/日減算	
安全管理体制未実施減算	5単位/日減算	
高齢者虐待防止措置未実施減算	1%/日減算	
業務継続計画未策定減算	3%/日減算	
栄養ケア・マネジメントの未実施	14単位/日減算	
夜勤職員配置加算	24単位/日	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258単位/実施日	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200単位/実施日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位/回/週3日	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120単位/回/週3日	
認知症ケア加算	76単位/日	
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51単位/日	
外泊時費用	362単位/日	
外泊時に在宅サービスを利用したときの費用	800単位/日	
初期加算(Ⅰ)	60単位/日	
初期加算(Ⅱ)	30単位/日	
退所時栄養情報連携加算	70単位/回	
再入所時栄養連携加算	200単位/回	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位/回	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位/回	
試行的退所時指導加算	400単位/回	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位/回	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位/回	
入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位/回	
入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位/回	
訪問看護指示加算	300単位/回	
協力医療機関連携加算(1)	50単位/月	
協力医療機関連携加算(2)	5単位/月	
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	
経口移行加算	28単位/日	
経口維持加算Ⅰ	400単位/月	
経口維持加算Ⅱ	100単位/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位/月	
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位/月	
療養食加算	6単位/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) イ	140単位/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ) ロ	70単位/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240単位/回	
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100単位/回	
緊急時施設療養費(1)緊急時治療管理	518単位/日	
緊急時施設療養費(2)特定治療	診療報酬点数×10円	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239単位/日	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480単位/日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3単位/日	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4単位/日	
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位/日	
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120単位/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	
リハビリテーションマップ計画書情報加算(Ⅰ)	53単位/月	
リハビリテーションマップ計画書情報加算(Ⅱ)	33単位/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位/月	

(令和6年4月1日現在)	
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位/月
自立支援促進加算	300単位/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60単位/月
安全対策体制加算	20単位/回
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10単位/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位/月
新興感染症等施設療養費(Ⅰ)	240/回
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100単位/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位/月
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日
※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×7.5%/月
ターミナルケア加算	下記参照
(1)死亡日以前31日以上45日以下については1につき72単位	
(2)死亡日以前4日以上30日以下については1につき160単位	
(3)死亡日の前日及び前々日については1につき910単位	
(4)死亡日については1につき1900単位	

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については、令和6年6月1日より施行

③介護保険適用外の入所費用			
負担段階	食費	居住費	対象となる方
第1段階	300円/日	0円/日	市民税非課税世帯で、福祉年金を受給者、生活保護を受給者の方
第2段階	390円/日		市民税非課税世帯で、年金等の収入額が80万円以下の方
第3段階①	650円/日	370円/日	市民税非課税世帯で、年金等の収入額が80万円以上の方
第3段階②	1360円/日		市民税非課税世帯で、年金等の収入額が120万円以上の方
第4段階	1842円/日	589円/日	第1段階～第3段階に該当しない方

④諸雑費	
日用品費	220円/日
教養娯楽費	実費(110円程度)/回
おやつ代	110円/日
電気代	110円/日
携帯/スマートフォン	110円/日
パソコン	110円/日
イヤホン代	440円/個
理髪代	実費

●その他、入所中に生じた費用(ジュース代・切手代・電話代など)は、別途ご請求致します。

※令和6年4月1日現在のものであり、介護保険法改正により利用料金が変更となる可能性がございます。
※介護保険負担割合証で2割負担または3割負担になる方もいらっしゃいます。

(2) 加算について

1. 身体拘束廃止未実施減算
2. 安全管理体制未実施減算
3. 高齢者虐待防止措置未実施減算
4. 業務継続計画未実施減算
5. 栄養ケア・マネジメントの未実施
6. 夜勤職員配置加算
7. 短期集中リハビリテーション実施加算（I）
8. 短期集中リハビリテーション実施加算（II）
9. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I）
10. 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（II）
11. 認知症ケア加算
12. 若年性認知症入所者受入加算
13. 在宅復帰・在宅療養支援機能加算
14. 外泊時費用
15. 外泊時に在宅サービスを利用した時の費用
16. 初期加算（I）
17. 初期加算（II）
18. 退所時栄養情報連携加算
19. 再入所時栄養連携加算
20. 入所前後訪問指導加算（I）
21. 入所前後訪問指導加算（II）
22. 試行的退所時指導加算
23. 退所時情報提供加算（I）
24. 退所時情報提供加算（II）
25. 入退所前連携加算（I）
26. 入退所前連携加算（II）
27. 訪問看護指示加算
28. 協力医療機関連携加算（I）
29. 協力医療機関連携加算（II）
30. 栄養マネジメント強化加算
31. 経口移行加算
32. 経口維持加算 I
33. 経口維持加算 II
34. 口腔衛生管理加算（I）
35. 口腔衛生管理加算（II）
36. 療養食加算
37. かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）イ
38. かかりつけ医連携薬剤調整加算（I）ロ
39. かかりつけ医連携薬剤調整加算（II）
40. かかりつけ医連携薬剤調整加算（III）
41. 緊急時施設療養費（1）緊急時治療加算
42. 緊急時施設療養費（2）特定治療
43. 所定疾患施設療養費（I）
44. 所定疾患施設療養費（II）
45. 認知症専門ケア加算（I）
46. 認知症専門ケア加算（II）
47. 認知症チームケア推進加算（I）
48. 認知症チームケア推進加算（II）
49. 認知症行動・心理症状緊急対応加算
50. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（I）
51. リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（II）
52. 褥瘡マネジメント加算（I）
53. 褥瘡マネジメント加算（II）
54. 排泄支援加算（I）
55. 排泄支援加算（II）
56. 排泄支援加算（III）
57. 自立支援促進加算
58. 科学的介護推進体制加算（I）
59. 科学的介護推進体制加算（II）
60. 安全対策体制加算
61. 高齢者施設等感染対策向上加算（I）
62. 高齢者施設等感染対策向上加算（II）
63. 新興感染症等施設療養費（I）
64. 生産性向上推移体制加算（I）
65. 生産性向上推移体制加算（II）
66. サービス提供体制強化加算（I）
67. 介護職員等処遇改善加算（I）
68. ターミナルケア加算

(3) お支払い方法

- ・毎月 7 日（土日・祝日と重なる場合は翌平日）までに、前月分の請求書を発行しますので、同じ月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、銀行にて自動引き落とし（千葉銀行、千葉興業銀行、京葉銀行）・振込みでの支払いの方法があります。

※原則、銀行にて自動引き落としてお願いしております。

5. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関・歯科医療機関にご協力いただいています。

○協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団 葵会 千葉・柏リハビリテーション病院
- ・住 所 千葉県柏市大井 2651

○協力医療機関

- ・名 称 医療法人社団 葵会 柏たなか病院
- ・住 所 千葉県柏市小青田 1 丁目 3 番地 2

○協力歯科機関

- ・名 称 アビコデンタルオフィス
- ・住 所 千葉県我孫子市天王台 1-5-1 2F
※毎週水曜日、往診があります。

6. 施設利用に当たっての留意事項

○ 保険証類について

介護保険被保険者証・介護保険負担限度額認定証・後期高齢者医療被保険者証（国民健康保険被保険者証）が更新になった際や、住所が変更となった場合などの際は、必ず窓口までご連絡下さい。

○ ご面会について

面会時間は原則として、月曜日～土曜日：午後 3 時～午後 5 時　日曜日・祝日：午前 10 時～午後 5 時です。事前にご連絡いただければ時間外の面会も可能です。

また、15 歳以下の子様との面会は、感染症、事故防止の為、制限させていただきます。

（1 階の談話室に限り面会可能です。その際のエレベーターのご利用は職員までお声かけ願います。）

○ 外出・外泊について

事前にお申し出下さい。外泊時には家庭での療養の注意点等ご家族にお願いする事項もあります。(外出・外泊届をお書きいただきます。)
※外泊については、最大1か月につき6日間までとなります。

○ 飲酒・喫煙について

ご利用者様の飲酒・喫煙は出来ません。

○ 火気の取扱いについて

ライター等の火気の持ち込みはご遠慮下さい。

○ 設備・備品の利用について

持ち込みが出来なかったり、制限させていただく物品もございますので、職員にお申し出下さい。

○ 所持品・備品等の持ち込みについて

その都度職員に申し出て下さい。(持ち物には全てお名前を記入して下さい。)

○ 金銭・貴重品の管理について

金銭について、ご利用者様自身での管理はご容赦願います。サービスステーション・事務室でのお預かりは致しません。また、印鑑や通帳などの貴重品の持ち込みはできません。

○ 危険物の持ち込みについて

爪切り、ハサミ、安全ピン、裁縫道具などの持ち込みはできません。
持ち物についての詳細は「入所の持ち物について」をご参照下さい。

○ 食べ物の持ち込みについて

原則禁止です。詳細につきましては「入所のしおり」11ページをご参考下さい。

○ 外泊時等の施設外での受診について

施設入所の証明書が必要になりますので、必要な場合は外泊時に証明書をお受け取り下さい。又、受診時には必ず証明書を医療機関等にご提示下さい。

○ ペットの持ち込み

ご遠慮下さい。

7. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、消防署への非常通報設備完備
- ・防災訓練 年2回(内1回は夜間の火災を想定した訓練を行います。)

8. 禁止事項

当施設では、多くのご利用者様に安心して入所生活を送っていただくために、ご利用者様・保護者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、原則として契約締結時にご記入いただいた連絡先にご連絡します。

10. 事故発生時の対応

ご利用者様に対する介護老人保健施設サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者様の家族様（保護者様）等に連絡を行うとともに、必要な措置をおこないます。

11. 個人情報の保護について

個人情報の取り扱い方法及び方針については別紙の通りお取扱いたします。

12. 苦情処理

介護老人保健施設サービスに関するご利用者様・ご家族様からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、下記のとおり苦情窓口を設置しています。

苦情解決責任者 施設長

苦情受付担当者 事務長

(行政機関・その他苦情受け付け機関)

○ 千葉県国民健康保険団体連合会

千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話 043-254-7409

○ 柏市高齢者支援課

千葉県柏市 5 丁目 10 番 1 号 電話 04-7167-1111

なお、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。(電話 04-7135-0031)

また、要望や苦情などについても支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

その他、備え付けられた「ご意見箱」をご利用ください。

13. その他

施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、事務室までお問い合わせ下さい。

当施設は、施設入所利用の開始にあたり、利用者または保護者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者名 医療法人社団葵会
介護老人保健施設 葵の園・柏
住所 千葉県柏市松ヶ崎 897-1
理事長 新谷 幸義 印

説明者 _____ 印

私は、事業者より上記の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

保護者

住所 _____

氏名 _____ 印

利用者との続柄 ()

<別紙>

当施設での利用者様の個人情報の利用目的

医療法人社団葵会（以下当施設と言います。）は、利用者様からご提供いただいた個人情報を以下に例示する目的で使用させていただきます。

○ 介護関係事業者の内部での利用に関わる業務

- 当該事業者が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- 介護保健事務
- 介護サービスの利用者に係る事業所等の管理運営業務のうち、入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者へ提供する介護サービスの向上

○ 他の事業者等への情報提供を伴う業

- 当該事業者が利用者等に提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答、その他の業務委託、家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社への相談又は届出書

○ 上記以外で介護関係事業者の管理運営業務

- 介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- 介護保険施設等において行われる学生の実習への協力

これら以外に利用させていただく必要性が生じた場合には、改めて利用者様からの同意を頂くことにしておりますのでご安心ください。

☆ 個人情報の開示・訂正・利用停止等について

当施設では、利用者様の個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても、「個人情報の保護に関する法律」の規定にしたがって進めております。

手続きの詳細のほか、ご不明な点につきましては、相談窓口までお気軽にお尋ね下さい。

